

◆4月1日から 「子ども医療費助成制度」が始まりました◆

小学4年生から中学3年生を対象に、安心して子育てができるよう、精神的・経済的負担の大きい入院医療を対象として、医療保険の自己負担の一部を助成する「子ども医療費助成制度」が本年4月1日より始まりました。

※小学3年生までは現行の乳幼児等医療費助成制度の対象となります。

◆対象者

市内に住所を有する小学4年生から中学3年生までの児童または生徒で、保護者または扶養義務者が市町村民税所得割税額23.5万円未満の方。

◆対象医療

入院のみ

◆助成内容

医療保険で入院医療に関する給付が行われた場合、その自己負担の1/3を助成します。

ただし、医療保険の給付を優先することから、高額療養費等が給付される場合は、医療保険の自己負担から高額療養費等を控除した後の自己負担から1/3を助成します。

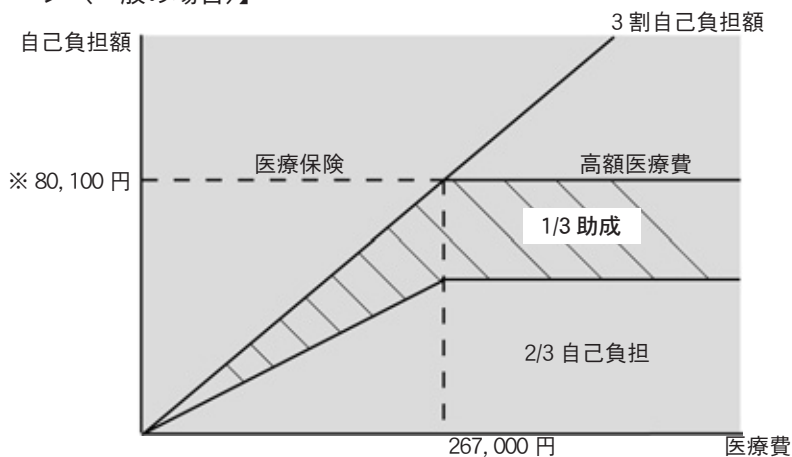
※連続して3ヶ月を超える入院の場合は、4ヶ月目以降は上記の自己負担の全額を助成します。

※差額ベッド代、食事代等の保険給付の対象とならないものは、助成対象外となります。

※他の公費負担医療、日本スポーツ振興センター法の災害給付金の給付を受けられる場合は、助成対象外となります。

※高額療養費に該当するかどうかは健康保険被保険者証の発行元にご確認ください。

【イメージ（一般の場合）】



※実際は $80,100円 + (\text{医療費} - 267,000円) \times 1\%$

◆申請方法

市役所市民課及び各地域局の窓口に必要な書類等を持参して申請してください。

- 領収書（原本）
- 健康保険被保険者証
- 付加給付支給決定通知書（該当する方のみ）
- 高額療養費支給決定通知書（該当する方のみ）
- 振込口座の分かるもの（預金通帳等）
- 印鑑

【お問い合わせ】 市役所市民課（☎ 662-3165）